

議案第 87 号

みやき町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

みやき町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 月 5 日提出

みやき町長 岡 肇

提案理由

この議案は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、みやき町の下水道事業における剰余金の処分等に關し必要な事項を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、みやき町下水道事業(以下「下水道事業」という。)における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てることができる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の使途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的

3 前項各号(第2号除く)に掲げる積立金をその目的のために使用した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の使途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に掲げる方法により処分することができる。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるとき当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。